

原安防発第144号

2024年7月1日

原子力規制委員会

原子力規制庁

緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社

原子力事業本部

原子力安全・技術部門統括

伊 阪 啓

美浜発電所原子力事業者防災業務計画の社内組織改正の施行について

美浜発電所原子力事業者防災業務計画（2024年6月24日届出）の第5章 第3節 附則の1. の社内組織改正について、2024年7月1日より施行しますのでご連絡いたします。

以 上

添付資料

1. 美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
美浜発電所 原子力事業者防災業務計画 <u>2 0 2 3 年 8 月</u> 関西電力株式会社	美浜発電所 原子力事業者防災業務計画 <u>2 0 2 4 年 6 月</u> 関西電力株式会社	

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
のについては、臨機の措置を講じることとする。 なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 (3) 発電所対策本部の要員は発電所対策本部長および班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。 3. 要員の非常招集の方法 (1) 原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時または原子力防災体制発令時に、別図2-1-1に定める発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。 なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災要員に周知する。 (2) 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める招集連絡経路を整備する。 なお、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。 (3) 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)および本店総務室長は、発電所から原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める非常招集連絡経路を整備する。また、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)および本店総務室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、原子力事業本部の各部門統括の協力を得て、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備する。 (1) 別図2-2-6に定める警戒事象に基づく連絡 (2) 別図2-2-7に定める警戒体制および原子力防災体制発令時の連絡 (3) 別図2-2-8に定める発電所対策本部が設置された後の連絡 (4) 別図2-2-9および別図2-2-10に定める原災法第10条第1項に基づく通報連絡 (5) 別図2-2-11および別図2-2-12に定める原災法第10条第1項の通報後の報告連絡	のについては、臨機の措置を講じることとする。 なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 (3) 発電所対策本部の要員は発電所対策本部長および班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。 3. 要員の非常招集の方法 (1) 原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時または原子力防災体制発令時に、別図2-1-1に定める発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。 なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災要員に周知する。 (2) 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める招集連絡経路を整備する。 なお、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。 (3) 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括および本店総務室長は、発電所から原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図2-2-2に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図2-2-5に定める非常招集連絡経路を整備する。また、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括および本店総務室長は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、原子力事業本部の各部門統括の協力を得て、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備する。 (1) 別図2-2-6に定める警戒事象に基づく連絡 (2) 別図2-2-7に定める警戒体制および原子力防災体制発令時の連絡 (3) 別図2-2-8に定める発電所対策本部が設置された後の連絡 (4) 別図2-2-9および別図2-2-10に定める原災法第10条第1項に基づく通報連絡 (5) 別図2-2-11および別図2-2-12に定める原災法第10条第1項の通報後の報告連絡	社内組織改正に伴う改正(以下、同じ。)

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 1に定める資料を所定の保管場所に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 2に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検 1. 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-5-1 6に示す場所に設置した緊急時対策所を整備し、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-1 3に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (2) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。 (3) 原子力防災管理者は、別表2-3-5に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 a. ファクシミリ、電話 b. テレビ会議システム c. 安全パラメータ伝送システム 2. 集合・退避場所 <u>所長室長</u>は、別図2-5-1 5に示す場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、<u>所長室長</u>は、集合・退避場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。 3. 緊急医療処置室等 <u>所長室長</u>は、別図2-5-1 6に示す場所に緊急医療処置室および健康管理室を整備する。 4. 気象観測設備 電気保修課長は、別図2-5-1 6に示す場所に設置した別表2-5-1 4の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的な点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。	4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 1に定める資料を所定の保管場所に備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2-4-1 2に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。 第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検 1. 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-5-1 6に示す場所に設置した緊急時対策所を整備し、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設および設備とするため、別表2-5-1 3に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (2) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。 (3) 原子力防災管理者は、別表2-3-5に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 a. ファクシミリ、電話 b. テレビ会議システム c. 安全パラメータ伝送システム 2. 集合・退避場所 <u>総務課長</u>は、別図2-5-1 5に示す場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、<u>総務課長</u>は、集合・退避場所を指定もしくは変更したときは、関係者に周知する。 3. 緊急医療処置室等 <u>総務課長</u>は、別図2-5-1 6に示す場所に緊急医療処置室および健康管理室を整備する。 4. 気象観測設備 電気保修課長は、別図2-5-1 6に示す場所に設置した別表2-5-1 4の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的な点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。	社内組織改正に伴う改正

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
(4) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、別表2-3-7に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（a．およびb．は衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 a．ファクシミリ、電話 b．テレビ会議システム c．安全パラメータ伝送システム 9．原子力事業所災害対策支援拠点 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、別表2-5-17のとおりあらかじめ選定しておく。 a．被ばく線量・入退城管理 b．汚染検査（サーベイ）・除染 c．車両や重機等の除染・汚染検査 d．更衣および使用済の防護服等の仮保管 e．サイト等立入車両の駐車 f．物資輸送体制の準備 なお、発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を、別図2-5-17に示す。 第6節 原子力防災教育の実施 1．発電所における原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2-6-18に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後にはあらかじめ定めるところにより有効性等について評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制および組織に関する知識 (2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識 (3) 放射線防護に関する知識 (4) 放射線および放射性物質の測定機器ならびに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (5) シビアアクシデントに関する知識 2．本店における原子力防災教育 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネージャーは、あらかじめ定めるところにより本店の原子力緊急時対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-19に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。	ることを確認する。 (3) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、非常用電源を原子力事業本部緊急時対策室および本店非常災害対策室に供給可能なように整備・点検する。 (4) 原子力事業本部各グループチーフマネジャーは、別表2-3-7に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（a．およびb．は衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 a．ファクシミリ、電話 b．テレビ会議システム c．安全パラメータ伝送システム 9．原子力事業所災害対策支援拠点 原子力事業本部原子力安全・技術部門統括は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、別表2-5-17のとおりあらかじめ選定しておく。 a．被ばく線量・入退城管理 b．汚染検査（サーベイ）・除染 c．車両や重機等の除染・汚染検査 d．更衣および使用済の防護服等の仮保管 e．サイト等立入車両の駐車 f．物資輸送体制の準備 なお、発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を、別図2-5-17に示す。 第6節 原子力防災教育の実施 1．発電所における原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2-6-18に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後にはあらかじめ定めるところにより有効性等について評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制および組織に関する知識 (2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識 (3) 放射線防護に関する知識 (4) 放射線および放射性物質の測定機器ならびに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (5) シビアアクシデントに関する知識 2．本店における原子力防災教育 原子力事業本部安全・防災グループチーフマネージャーは、あらかじめ定めるところにより	前ページから移動 (以下、同じ。) 社内組織改正に伴う 改正 次ページへ移動

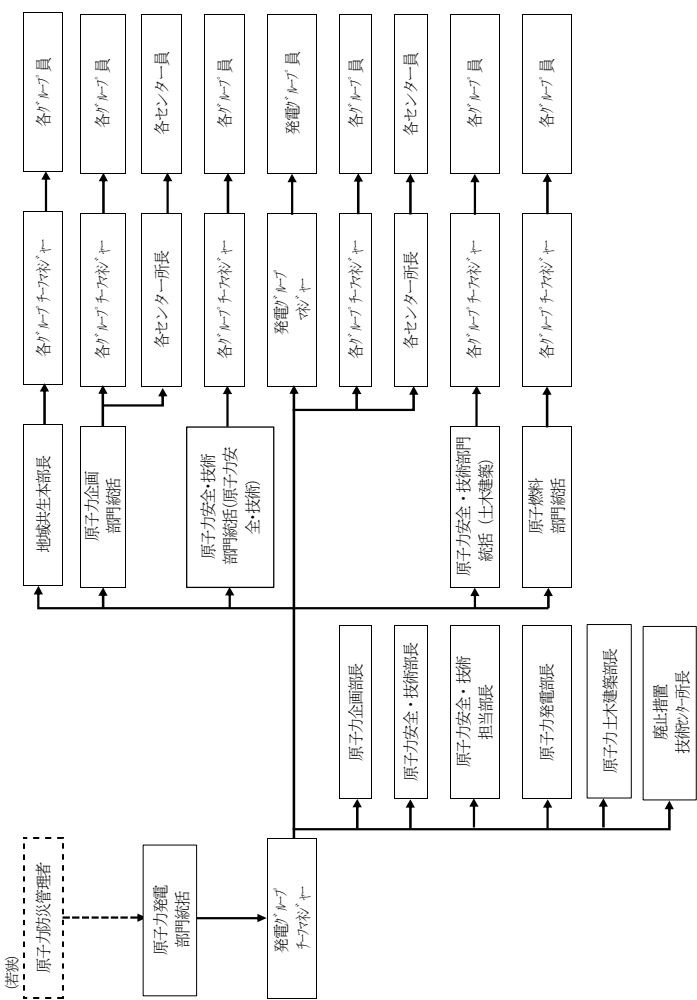
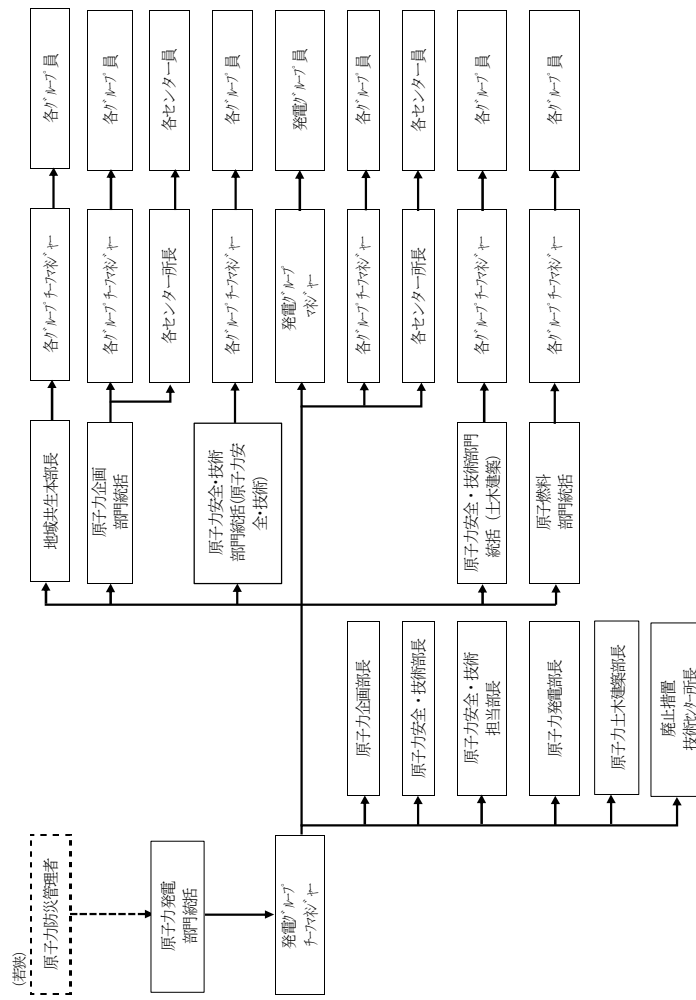
美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
第 5 章 その他 第 1 節 福井県内の他原子力事業者への協力 原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）の協力を得て、次の措置を講じる。 （１）別表５－１－３３に定める要員の派遣および資機材の貸与 （２）若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力 （３）上記（１）および（２）による協力を円滑に進めるための別図５－１－１９に定める発電所支援会議の設置 第 2 節 福井県外の原子力事業者等への協力 原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）の協力を得て、次の措置を講じる。 （１）別表５－２－３４に定める要員の派遣および資機材の貸与	第 5 章 その他 第 1 節 福井県内の他原子力事業者への協力 原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括の協力を得て、次の措置を講じる。 （１）別表５－１－３３に定める要員の派遣および資機材の貸与 （２）若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力 （３）上記（１）および（２）による協力を円滑に進めるための別図５－１－１９に定める発電所支援会議の設置 第 2 節 福井県外の原子力事業者等への協力 原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括の協力を得て、次の措置を講じる。 （１）別表５－２－３４に定める要員の派遣および資機材の貸与 <u>第 3 節 附則</u> <u>1. 本計画のうち、発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u> <u>第 2 章第 5 節 2. 集合・退避場所のうち、「総務課長」は、「所長室長」と読み替える。</u> <u>第 2 章第 5 節 3. 緊急医療処置室等のうち、「総務課長」は、「所長室長」と読み替える。</u> <u>第 2 章第 2 節 3. 要員の非常招集の方法のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。</u> <u>第 2 章第 5 節 9. 原子力事業所災害対策支援拠点のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。</u> <u>第 5 章第 1 節 福井県内の他原子力事業者への協力のうち、「原子力事業本部原子力安</u>	社内組織改正に伴う改正 附則の追加 前ページまでの記載変更に伴うページ番号ずれ

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
—	全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。 第5章第2節 福井県外の原子力事業者等への協力のうち、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括」は、「原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」と読み替える。	附則の追加 前ページまでの記載 変更に伴うページ番号ずれ

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
別図2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路(1/2) 	別図2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路(1/2)[※]  ※：本図は、組織改正に係る保安規定施行日前まで適用する。	社内組織改正に伴う変更

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
新規作成	別図2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路(1/2)[※] ※：本図は、組織改正に係る保安規定施行日から適用する。	社内組織改正に伴う変更